

令和3年度

田川市財政健全化審査及び
経営健全化審査意見書

田川市監査委員

田 監 第 4 7 号

令和 4 年 9 月 1 6 日

田川市長 二 場 公 人 殿

田川市監査委員 丸 谷 芳 昭

田川市監査委員 今 村 寿 人

令和 3 年度田川市財政健全化審査及び
経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について意見を提出します。

目 次

令和3年度 財政健全化審査意見

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の期間等	1
第4	審査の主な実施内容（着眼点）	1
第5	審査の結果	1
1	健全化判断比率の状況	2

令和3年度 経営健全化審査意見

第1	審査の種類	5
第2	審査の対象	5
第3	審査の期間等	5
第4	審査の主な実施内容（着眼点）	5
第5	審査の結果	5
1	資金不足比率の状況	6

注1 各比率は百分率で表示し、表示単位未満は四捨五入とした。

2 パーセンテージ間の単純差引はポイントで表した。

令和3年度 財政健全化審査意見

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく令和元年度田川市財政健全化審査

※ 本審査は、田川市監査基準第4条第1項第14号に準拠し実施した。

第2 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

なお、それぞれの比率の対象となる会計は【第1図】のとおりである。

第3 審査の期間等

令和4年7月22日から令和4年9月15日まで（監査事務局において実施）

第4 審査の主な実施内容（着眼点）

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかの主眼をおき、一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類、地方財政状況調査表、公債台帳、地方交付税算定台帳、その他の関係書類との照合を行なうとともに、関係職員の説明を聴取し審査を行なった。

第5 審査の結果

審査に付された各事業会計の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。

対象会計の範囲【第1図】

一般会計等	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計				
	急患医療特別会計 住宅新築資金等貸付特別会計 田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業会計以外の特別会計	準元利償還金の対象会計			
	国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計				
	公営企業会計 病院事業会計				
一部事務組合・広域連合	田川広域水道企業団	将来負担比率			
	福岡県田川地区消防組合				
	田川地区斎場組合				
	田川地区清掃施設組合				
	田川郡東部環境衛生施設組合				
	福岡県自治振興組合				
	福岡県介護保険広域連合				
福岡県後期高齢者医療広域連合					
地方公社・第三セクター等	田川市住宅管理公社	将来負担比率			
	平成筑豊鉄道株式会社				
	C o c o テラスたがわ株式会社				

1 健全化判断比率の状況

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれか一つが早期健全化基準以上となった場合、基準以上となった要因の分析や基準未達とするための方策等を定めた財政健全化計画を策定しなければならない。財政健全化計画を定めるにあつては、外部監査を受けた上で作成し、議会の議決が必要となる。

また、健全化判断比率のいずれか一つが財政再生基準以上となった場合も同様に、基準以上となった要因の分析や財政再生の計画等を定めた財政再生計画を策定しなければならない。財政再生計画を定める場合も外部監査を受けた上で作成し、議会の議決が必要となることは財政健全化計画を定める場合と同じだが、財政再生計画については、総務大臣の同意を得ないと地方債の起債ができない等の国の関与を余儀なくされることになる。

前者が自主的な改善努力による財政健全化を目指しているのに対し、後者は国等の関与による確実な再生を目指している。

本市の本年度における健全化判断比率は、次のとおり、すべての比率において早期健全化基準未満であった。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等の実質赤字を標準財政規模と比較して、赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示した比率である。本市の実質収支額は黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。

(単位：%)

比 率 名	3 年 度	2 年 度	増 減	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	12.89	20.00

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、田川市すべての会計の実質赤字を標準財政規模と比較して、赤字の程度を指標化し、田川市全体の財政運営の深刻度を示した比率である。本市の実質収支額は黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

(単位：%)

比 率 名	3 年 度	2 年 度	増 減	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	17.89	30.00

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する公債費及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示した比率である。本市の実質公債費比率は7.9%で、早期健全化基準の25.0%を下回った。

(単位：%)

比 率 名	3 年 度	2 年 度	増 減	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
実 質 公 債 費 比 率	7.9	8.0	-0.1	25.0	35.0

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担する田川市の借入金や負債残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示した比率である。

(単位：%)

比 率 名	3 年 度	2 年 度	増 減	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
将 来 負 担 比 率	—	—	—	350.0	

(注) 将来負担比率は、-43.3%となったため、「—」と記載。

令和3年度 経営健全化審査意見

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく令和3年度田川市経営健全化審査

※ 本審査は、田川市監査基準第4条第15号に準拠し実施した。

第2 審査の対象

令和3年度田川市病院事業会計決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の期間等

令和4年7月7日から令和4年9月15日まで（監査事務局において実施）

第4 審査の主な実施内容（着眼点）

審査に付された病院事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうか主眼をおき、病院事業会計に係る決算の審査対象とされた書類との照合を行なうとともに、関係職員の説明を聴取し審査を行なった。

第5 審査の結果

審査に付された病院事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。

資金不足比率とは

一般会計の赤字にあたる公営企業会計の資金不足を、公営企業の事業規模となる料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示した比率

1 資金不足比率の状況

地方公共団体は、公営企業ごとの資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、基準以上となった要因の分析や基準未滿とするための方策等を定めた経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図らなければならない。経営健全化計画を定めるにあつては、外部監査を受けた上で作成し、議会の議決が必要となる。

なお、病院事業会計の資金不足比率の状況は【表1】のとおりであるが、資金不足が発生しなかったため資金不足比率は算定されなかった。

資金不足比率比較表【表1】

(単位：%)

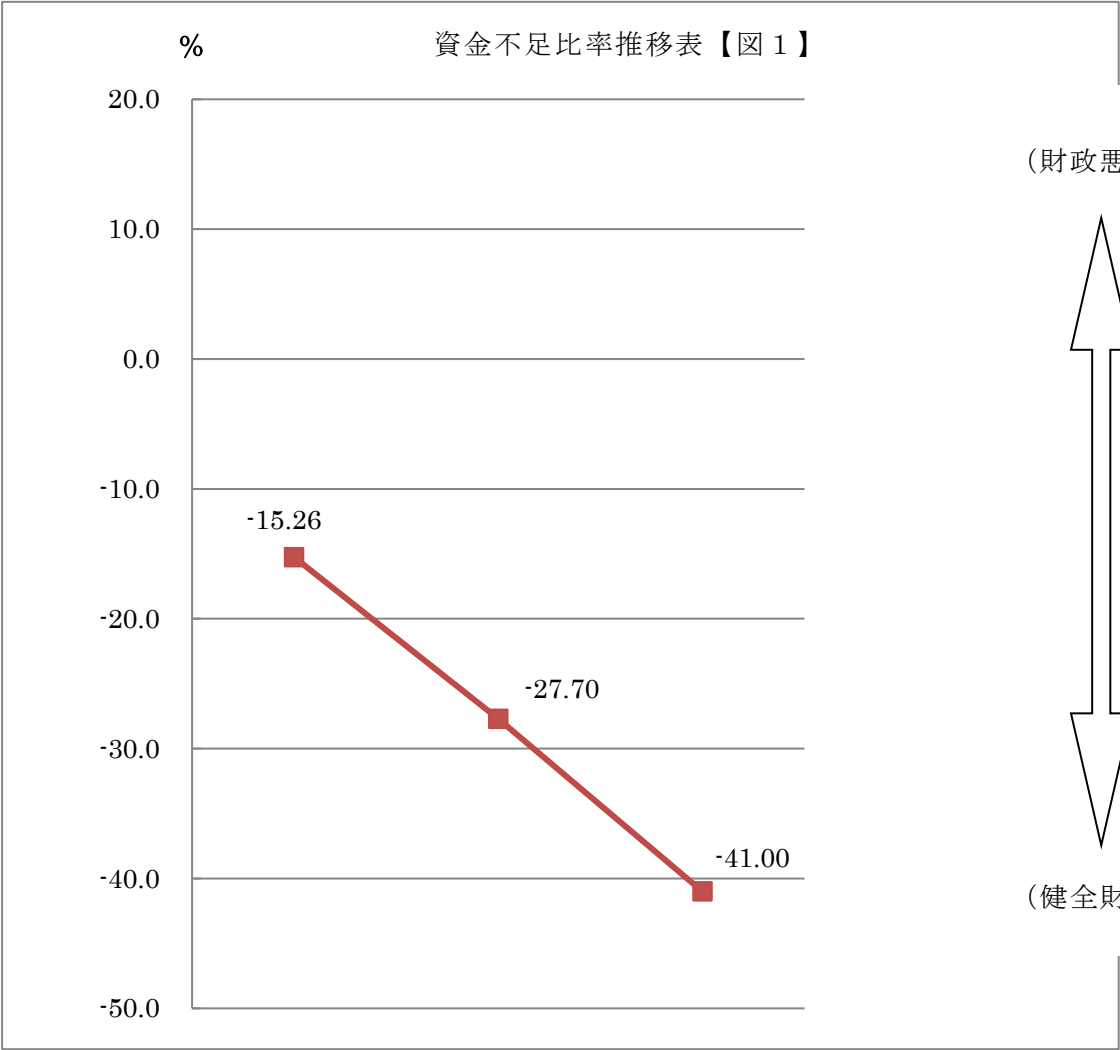
会 計 名	3 年度	増減	2 年度	元年度	経営健全化基準
病 院 事 業 会 計	—	—	—	—	20.00

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、資金不足額を事業規模で除することで算定されるが、資金不足がない場合、資金不足比率は算定されない。

そこで、資金不足の状況を把握するため、資金不足比率の算式で算定した実数値を経営健全化基準と比較したのが【図1】である。

本年度の実数値を経営健全化基準と比較すると、61.00 ポイント下回っている。しかし、この基準はこれ以上悪化すれば不健全であるという目安であつて、下回っていれば必ずしも健全というわけではない。

その数値を前年度と比較すると 13.30 ポイント改善している。



※経営健全化基準は 20.00 パーセント